

まるごと松戸ファンド 運用委員会設置規程 2012 年度

(趣旨)

第1条 この規程は、「まるごと松戸ファンド運用委員会」の運営に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 まるごと松戸ファンド運用委員会は、「まるごと松戸ファンド」の運営について、透明性を確保し、円滑かつ公正な運用を確保することを目的とする。

(構成)

第3条 まるごと松戸ファンド運用委員会は、以下の各員をもって構成する。

(1) 有識者

(2) NPO 法人 CoCoT を代表する者

2 前項(1)の有識者として、NPO の個別分野の専門家、地域の NPO 関係者などを加えることができる。

3 運用委員として、ファンドに寄付をした者を加えることができる。

(役員)

第4条

(1) まるごと松戸ファンド運用委員会に、委員長1名、副委員長2名以内の役員を置くことができる。

(2) 役員は まるごと松戸ファンド運用委員の中から互選する。

(機能)

第5条 まるごと松戸ファンド運用委員会は、以下の各点について、協議を行う。

(1) まるごと松戸ファンド運用委員会の事業運営に関すること。

(2) まるごと松戸ファンド運用委員会の助成対象に関すること。

(3) その他、まるごと松戸ファンド運用委員会が必要と認めること。

(協議事項の尊重)

第6条 まるごと松戸ファンドの運用に際しては、まるごと松戸ファンド運用委員会での協議事項が尊重さなければならない。

(委任)

第7条 本規程に定めなきことは、まるごと松戸ファンド運用委員会 で別に定める。

附則

1 この規程は、2007年12月18日より施行する。

(以上)